

(お知らせ)

平成 27 年 5 月 22 日
京都市行財政局財政部契約課
(担当 工事契約係 222-3311)

平成 27 年度入札・契約制度の改正について（追加分）

1 最低制限価格及び低入札調査基準価格の端数処理に関する取扱いの改正

	現行	改正後
最低制限価格等	最低制限価格及び低入札調査基準価格の積算基準により算出した額のうち上 4 ケタ部分を有効数値とし、上 4 ケタ未満の額は切り捨てる。 ※ランダム係数を乗じた後も、再度同様の処理を行う。	最低制限価格及び低入札調査基準価格の積算基準により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合は切り上げる。 ※ランダム係数を乗じた後も、再度同様の処理を行う。

※例 最低制限価格及び低入札調査基準価格の積算基準により算出した額が 11,111,100 円だった場合

○現行の方法により端数処理を行った場合 11,111,100 円→11,110,000 円(上 4 ケタのみ有効とするため)

○改正後の方法に端数処理を行った場合 11,111,100 円→11,112,000 円(千円未満を切り上げるため)

※ランダム係数……1 から 1.01 までの範囲において 0.001 単位で無作為抽出した値

2 最低制限価格及び低入札調査基準価格の範囲の改正

最低制限価格及び低入札調査基準価格の範囲の下限及び上限について、ランダム係数を乗じて算出する前の額及び算出した後の額を基準としていたが、ランダム係数を乗じた後の額については、当該範囲の上限を撤廃する。

3 実務経験による技術者に係る証明書類について

実務経験による技術者を主任技術者として配置する場合は、その者の資格を証明する書類として「実務経験証明書」の提出を新たに求めることとする。

- ・入札参加申請時 ⇒ 「技術者配置予定調書」の添付書類として提出
- ・契約締結時 ⇒ 「現場代理人等通知書」の添付書類として提出

4 現場代理人予定者の提出時期について

技術者配置予定調書の様式を変更し、入札参加申請時には現場代理人予定者の記載を求めず、落札決定後に「現場代理人等通知書」により提出することとする。

なお、税込請負金額が 2,500 万円（建築一式工事にあっては 5,000 万円）未満の工事の場合であって、他の工事の現場代理人として従事する者を当該工事の現場代理人として配置する（兼任させる）場合は、「現場代理人の兼任に係る誓約書」（別途様式を定める。）を「現場代理人等通知書」と併せて提出することとする。